

貴族院
第九十回

復興金融金庫法案特別委員會議事速記録第三號

付託議案
○復興金融金庫法案

昭和二十一年九月二十七日(金曜日)

午後一時十三分開會

○委員長(子爵高橋是賢君) 是ヨリ會

議ヲ開キマス、實ハ昨日本法案ニ對

シマスル質問ハ打切りマシテ、本日ハ

討論ニ入ツテ採決ラスル順序ニナツテ

居リマシタ處ガ、板谷君ヨリ石炭廳ニ

對スル御質問ヲ是非シタイト云フ御希

望ガアリマシタノデ、御諸リ致シマス

ガ、之ヲ御許シシテ如何デゴサマイ

スカ

○名取和作君 石炭ハ重大ナコトデア

リマスカラーツ十分ニ御質問願ツタ方

ガ宣シトイ思ヒマス

○板谷順助君 諸君ノ御許ヲ得マシ

テ、私ハ石炭廳ノ政府委員ニ御伺ヒシ

タイ、御承知ノ通り最近復興金融金庫

ノ、現在代理ヲシテ居リマスル興業銀

行カラ二億五千萬圓ノ金ガ出デ居ル

テアリマス、此ノ金ハ要スルニ現在ノ

石炭ヲドウシテ増産セネバナラズト

云フ目的カラ諸君モ御承知ノ通り政府

ガ補給金ヲ出ス、此ノ補給金ノ一部ト

致シマシテ、「トン」八十回ヲ各炭礦業

者ニ取敢ズ出スト云フ意味ノ金ニアリ

マス、大體此ノ金ガ如何ナル徑路ニ依

ツテ炭礦業者ニ配付ラレテ居リマス

カ、其ノ點ヲ先づ御伺ヒシマス

○政府委員(岡松成太郎君) 只今ノ御

質問ニ御答ヘ致シマス、只今御尋ノ二

億五千萬圓デゴザイマスルガ、此ノ配

付ノ仕方ハ別段ニ石炭礦業會デ一括シ

付借受ケテ配付ラスルト云フ方法デハ

ゴザイマセヌデ、各鐵山ヨリ金融機關

ヲ經テ各金融機關ト鐵山トノ個々ノ貸

付契約ニ依ツテ借受セシメテ居ルノデ

ゴザイマス、但其ノ場合ニソレハ

ノ鐵山ガ月々幾許カノ出炭ヲ致シテ

居ルガ、從ツテソレニ對シテ如何程ノ

金融ヲ致スベキデアルカト云フコトノ

材料ニ付キマシテハ是ハ石炭礦業會デ

取纏メマシテ、金融機關ノ方ニ連絡ヲ

致シマス、金融機關ハ其ノ材料ニ基キ

マシテ各ノ石炭礦業會社ニ貸付ケル

ト云フ次第ニナツテ居リマス

○板谷順助君 ソレハ失禮ナガラアナ

タハ實情ヲ能ク御知リニナラナイ、要

スルニ現在ノ石炭ヲ增産スルニ付キマ

シテハ、言フ迄モナク政府ガ補給金ヲ

出シテ何トカシテ餘計出サシタイ、處

ガ此ノ金ノ配付ニ付キマシテハ大體石

炭ノ配給統制ハ御承知ノ通り日炭ガ取

扱ツテ居ル、然ルニ民間ニ於ケル所ノ

石炭礦業會ト云フモノガアリマシテ、

シテハ、言フ迄モナク政府ガ補給金ヲ

出シテ何トカシテ居ルノデアリマスル

ガ、是ハ現在ノ組織ヲ至急改組ナサル

其ノ御考ガアリマスカドウカ、此ノ點

ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○板谷順助君 私ガ斯ウ云フ質問ヲ致

シマスルノハ、要スルニ復興金融金庫

ハ政府ガ出資ラスルノデアリマシテ、

ハ十分ニ取調べバタイト存ジマス

○板谷順助君 ソレハ失禮ナガラアナ

タハ實情ヲ能ク御知リニナラナイ、要

スルニ現在ノ石炭ヲ増産スルニ付キマ

シテハ、言フ迄モナク政府ガ補給金ヲ

出シテ何トカシテ居ルノデアリマスル

ガ、是ハ現在ノ組織ヲ至急改組ナサル

其ノ御考ガアリマスカドウカ、此ノ點

ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(岡松成太郎君) 石炭ノ配

給統制機構ニ關聯スル御質問デゴザイ

マスルガ、現在石炭ノ配給統制ニ當ツ

テ居リマスルノガ、上ニ日本石炭、其

ノ下ニ各地方ニハツツノ地方石炭配給統

制株式會社ト云フモノガゴザイマシテ

配給ニ當ツテ居ルノデゴザイマス、只

今御尋ノヤウナ色々弊害ノ面モアリマ

スルコトヲ我々モ聽イテ居リマス、又

一部ノ事實ニ付キマシテハ調査ヲ致シ

タコトモゴザイマス、何レニセヨ現在ノ

儘ノ機構ヲ以テハ圓滑ニ石炭ノ配給統

制ノ機能ヲ營ムコトガ困難ト考ヘマス

ルノデ、是ハ至急ニ根本的ナ改正ヲ致

レゾノ改善ヲ加ヘマシテ、全然面目

ヲ新致シマシテ、新シク適正ナル、

又民主的ナル機構ヲ作ルベク考ヘテ居

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

テモ渡サナイト云フ、斯ウ云フ事實ガ

アルノデアリマス、是ハアナタハ御分

常ノ弊害ガアル、此ノ點ニ付テハアナ

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

リニナラナイカラ、至急此ノコトヲ

リマス、之ニ付キマシテハ石炭配給機構改善委員會ト云フモノノ設置致シマシテ、ソレハノ關係ノアル事業者及

シテ居ルノデアリマスカ、此ノ石炭

ビ貴衆兩院ノ議員又學識經驗アル第三

會社ガ石炭ノ配付ト云フコトニ付テ何

者ト云フモノ委員ニ既ニ任命致シテ

從ツテ之ヲ改正ヲ致シテ行キタイト、

スウ云フ考ヘ持ツテ居リマス

○板谷順助君 アナタハ今私ガ申上ゲ

マシタコトガ能ク御分リニラヌト云

スルヤウナコトガアリマスカドウカ、私ノ今差當ツテ

スルヤウナコトガアリマスルガ、私ノ今差當ツテ

シテ、ソレガ爲ニ需要者ナルモノガ多

大ナ迷惑ヲシテ居ルノデアリマスル

ガ、是ハ現在ノ組織ヲ至急改組ガア

ソテ、ソレガ爲ニ需要者ナルモノガ多

大ナ迷惑ヲシテ居ルノデアリマスル

○委員長(子爵高橋是賢君) 外ニ御質問モナイヤウデスカラ、昨日決メマシタ通り、本日ハ質問は是テ終ツテ後討論ニ移リタイト思ヒマス
○板谷順助君 討論ニ付キマシテハ大臣ヲ呼ンデ戴キタイト思ヒマス
○委員長(子爵高橋是賢君) 大藏大臣見エルサウデス……ソレデハ討論ニ入リマス
○板谷順助君 私ハ本案ニ對シテ懇告的希望意見ヲ述べマシテ賛意ヲ表シマス、大體先般來大臣ノ御意見ヲ承ツテ居リマスルガ、私ハ現在ノ有ラユル方面ニ整備ヲサレツ、アル此ノ現狀ニ於テハ、日本ニ於ケル金融ラシイ金融ハナイト斯ウ考ヘト居ルノデアリマス、處デ此ノ法案ノ先ヅ一般ノ金融機關カラ融資ヲ受ケ、出來ナイモノ、所謂困ルモノハ此ノ法案ニ依ルト云フコトデアリマスルガ、先般政府委員ノ答辯ニ依リマスルト云フト、一般ノ金融機關カラ約百四十億ノ金ヲ豫定シテ居ルト云フコトデアリマス、處ガ、大臣モ御承知ノ通り現在剩餘金ガ一體幾ラアルカト申シマスルト、八月三十日ノ現在ト致シマシテ全國二百四十億圓アリマス、此ノ中ニ既ニ七十五億ノ貸資金ガアルノデアリマス、差引六十五億、或ハ九月ニ入リマシテ相當ノ預金ガ殖エテ居ルデアリマセウ、併シナガラは大部分進駐軍ノ取引ノ預金が相當ニ多イト云フコトデアリマス、又更ニ大臣ハ現在ノ新聞言ヘバ、勿論大臣モ御承知アリマセガ退藏サレテ居ルト云フコトヲ御認ニウガ、生活費ニ於テ四十二「パー・セント

ト、「戰災ノ支拂ガ十九パーセント」、
俸給賃銀テ以テ二十八「パーント」、
産業方面ニ廻ツテ居ル思ハレルノガ
約十二「パーント」、勿論是ハ推定デ
アリマスルケレドモ、現在ノ状態デア
リマシテ、恐ラク仕事ノ上ニ於テ困ラ
スト云ソノハ新聞ノ獲得者以外ニハナ
イ、新ニ仕事ヲ起スト云フ場合ニ於テ
ハ第一、第二ノ封鎖デ支拂ハレア居
リ、又一般金融ガ更ニ多額ノ放資ヲス
ルト云フコトニナリマスルト云ノトス
日本銀行カラ幾ラデモ出セルト云フ
御話ガアツタノデアリマスルガ、恐ラ
クハ金融業者ト雖モ、預金ガ集ツ
テ初メト相當ノ貸付ガ出来得ルモノトス
思フ、日本銀行カラ多額ノ借入ヲシテ
持タナケレバナラスト思フノデアリマ
ナ、此ノ産業方面ニ功勞ヲ持ツテ投資
スルカドウカト云フコトハ多少疑問ヲ
之ヲ現在ノ殆ド破壊サレツ、アルヤウ
モナク現在我ガ國ノ産業界ニ於テアリ
主ニ不生産方面ニ使ハレテ居ル、從ツ
テ困ル者ト申シマスルチラバ、云フ迄
ス、從ツテ現在ノ新聞ノ所有者ト云フモ
ノハ、云フ迄モナク不生産のデアリ、
融業者カラ金ヲ借りルカ、或ハ又此ノモ
ノハナイト云フ状態デアリマス、從ツテ
大臣ハ將來見込ナルアル産業デアルナラ
バ、國家ガ場合ニ依ツチハ、其ノ金額
ヲ損ヲシテモ俺ケ迄産業ノ振興ヨ固ル
ト云フ、其ノ勇氣ニ對シテハ私共非常
ニ敬服ヲシテ居ルノデアリマス、併シ
ナガラ御承知ノ通リ戰時中ニ於ケル所
ノ戰時金融金庫ノ如キモノハ所謂宜イ
加減ノ出鱗日ナ豫算ヲ作ツテ金ヲ出
ス、後ノ始末ガツカナイヤウナ結果デ
アリマスルカラ、此ノ金額ノ融資ニ付キ

マシテハ、出來ルダケ厳重ニ監督フシテ、國家ニ迷惑ノ掛ラナイヤウニ處置ヲ取ラレルノハ、是ハ當然、當然デアリマス。ト云フモノハナカ／＼困難ナコトト思フノデアリマス、ソコデ問題ハ先づマスルガ併シ又見様ニ依ツテ寛解宜シテ、委員會ニ於ケル組織ノ構想ニ付テ大要伺ツタノデアリマスガ、併シ物バカリ竝ベテ見タ所ガ、要スルニ形式ニ流レ、今日迄恐ラクハ民間ノ衆衆ニ集メル意味ニ於テ委員會ヲ作ラレマシテモ、唯形式ニ終ツテ、果シテ其目的ヲ達スルカドウカ、從來ノ例カラビ、見ルト云フト、ソヨニ疑問ガアル譯ニテアリマスルカラ、所謂民主的意味ニ於ケル委員會ヲ御作りニナルナラバ、出來ルダケ熟練シタル所ノ練達堪能ノ才ヲ以ア組織スルコトニ御考フ願ヒタケイ、從ツチ是等ノ人々ガ唯一片ノ委員會アルト云フノミナラズ、現在ノ敗績達堪能ノ才シタル此ノ日本ヲ建ナ直スト云フコトヲシテ、此ノ金庫ノ運用ニ付キマンテ貢萬全ヲ期スヤウニシテ貴ヒタイ、更ニ此ノ委員諸君ニ於テモ其ノ責任ヲ痛感シシテ、此ノ金庫ノ運用ニ付キマンテ貢萬全ヲ期スヤウニシテ貴ヒタイ、更ニ此ノ役員ノ間題アル、之ニ付キマシテハソレム、腹案セアリマセウ、恐ラクハ委員會ノ推薦ト云ツテ賛同大藏大臣ノ監督ノ下ニアルコトデアリマスルカラ、是等ノ人々ハ所謂廉潔白デアツテ練達堪能、恐ラクハ此ノ役員ノ人々ノ選如何ニ依ツテ、果シテ此ノ金庫法案ガ産業回復ノ爲ニ復活ノ爲ニ働くキヲ爲スカドウカト云フコトノ岐カレル重大ナ問題デアリマスルカラ、此ノ點ニ付テハ十

分ナ御注意ヲ御拂ヒニナツテ、而シテ此ノ人選ニ曖昧ノナイヤウニ心掛ヲ願ヒタイ、ソコデ私ハ更ニ此ノ際大臣ニ希望致シマスルコトハ、御垂知ノ通り現在ノ社會情勢ガ非常ニ不安ニニナツテ居ル、從ツテ資本家ラシイ資本家ハアリマセヌガ、併シ其ノ事業經營者ガ現在ノ労働爭議ヲ非常ニ懸念ヲ致シマス、又一面ニ於テ經濟界モ不安デアルト云フヤウナ關係カラ、進シテ事業ヲスルト云フ、所謂生產意欲ニ歛ケテ居ルト云ノコトハ實際ノ事實デアリマス、又一方ニ於テ労働者ハ權利ニシテ、ミ夫主張シテ義務ヲ忘レ、勝手烈激ナガム全部トハ申シマセスガ、サウ云ノ傾向ガアルノデアリマス、若シ勞資ガ此ノ懸念點ニ付キマシテ、現在ノ我國ハ之ヲ儘闇ツテ、闇ツテト言ツテハ語弊ガアリマスガ、争ツテ行キマシタナラバ、其倒レトナリマシテ、結局日本ガ破滅ニ瀕スルト云フ狀態ニナル、私ハ此ノ懸念點ニ付キマシテ、現在ノ我國ハ之ヲ建直スト云フコトニ付キマシテハ、國民全部ガ殆ド勤勞大衆、我々を勤勞大衆、例へば平時デアリマスルナラバ、八時間勤イタガ、九時間モ十時間モ行カナケレバ、到底此ノ日本ガ方付イテ參リマセス、平時デアリマセラバ、此ノ懸念點ニ付テ、現在ノ弛緩シタルハ所ノ人心、道義ハ廢レ、殆ド人心ガ弛化シテ居ル、之ヲ建直スト云フコトニ付テハ、先づ第一ニ國民ガ、現在ノ我國ハ敗戰國デアル、此ノ懸念點ニ付立ツコトガ出来ナイ、世界ニ交リヲブト云フコトニ付テハ非常ナ決心ヲ立タケレバナラス、敗戰ノ苦シミト云フモノハ御互國民ガ分ケ合ハナケレバナラナイ、此ノ事ヲ私ハ先般本會議ニ付テハ、先づ第一ニ國民ガ、現在ノ我國ハ敗戰國デアル、此ノ懸念點ニ付立ツコトガ出来ナイ、世界ニ交リヲリマス、大臣ハ御出席ニナラヌノアリ

リマシタケレドモ、之ヲ國民ニ徹底サセルト云フコトニ付テ、場合ニ依ツタラ國民運動、或ハ國民ヲ奮起サセルナイト云フコトヲ徹底サセルコトニ付テ、政府方適當ナ此ノ際方策ヲ執ルベキモノノデアル、私ハ二度迄此ノ點ニ付テ力説シタノデアリマスガ、總理大臣明確ナ所ノ答辯ハナサイマセス、アナタハ民間ノ方面ニ非常ニ精通ラサレテ居ルコトデアリマスカラ、ドウカ、勿論事業家側ニ於テモ、或ハ勞働者側ニ於テモ、ソレハ言ヒ分ハアリマセウガ、此ノ儘推移ヲ致シマシタナラバ、今申シマスル通り、事業家ニ於テ生産意欲ガナカツタナラバ、段々失業者ハ續出シマセウシ、今居ル者ヲ始末シテモ後カラ又起ルト云フ斯ワ云フ、狀態ニアルノデアリマスカラ、ドウカ大臣ハ、私ハ甚ダ言葉ガ過ギルカモ存ジマセヌケレドモ、此ノ點ヲ十分ニ一ツ御考慮ニナリマシテ、此ノ法案ノ運用ニ付キマシテ、今申上げマスル通り、所謂救濟機關デハナイト云フ御言葉ハアツタケレドモ、今現在ノ産業ヲ回復スルトトカ判斷ラ下ス、是ハ當然デアリマスガ、ドウカ救濟スルト云フ意味ニ於テ十分ナル一ツ御考慮ヲ願ヒマシテ、本案ノ運用ヲ國民ノ期待ニ副フヤウナ御勘キアラムコトヲ切望致シマス、私ハ此ノ趣意ヲ述べマシテ本案ニ賛成ヲ致シマス。

昭和二十一年十一月十三日印刷

昭和二十一年十一月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局